

## 農業委員会の実施済主要行事（主要なもの3件）

### 1、農地利用状況調査 （農地パトロール）

全農業委員さんが各担当区域の農地をすべて調査点検しました。（8月～10月）

大根占地区、田代地区それぞれの地区ごとに全農業委員さんが担当地域の農地をすべて立ち入り調査を行い、農地が耕作可能な農地であるか或いは耕作が不可能な農地となっているのか（既に山林化しているとか、農地が荒れて竹等が繁茂し、耕作が極めて困難な状態等）調査を実施しました。

食糧自給率向上を目指す方向は、国の重要な施策となつていきます。農地を荒らさず、有効に活用することは、めぐりめぐって自分たちの生活につながってくることになりません。

農地は大事に、そして有効に活用しましょう。

### 2、認定農業者と農業委員の語る会（平成24年10月25日） （花瀬でんしろう館他）

毎年恒例の認定農業者の方々と語る会を開催しました。



認定農業者の方々と語る会

### 3、南大隅町・錦江町2町農業委員研修会（平成24年11月15日） 日～16日：薩摩川内市他

南大隅町農業委員会と合同で先進地研修を実施しました。研修先は薩摩川内市の峰山地区でしたが、地区（錦江町という地区公民館単位組織）で農家レストランの経営や、公園の整備等に取り組み、连带意識の強さと取組内容のすばらしさにみなさん感銘していました。



先進地研修（薩摩川内市）

## 戸籍の窓

12月1日  
～12月25日

戸籍に関する情報は

ホームページ上では掲載致しておりません

## 平成25年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになります。

事業主区分	法定雇用率	法定雇用率
	現行	平成25年4月1日以降
民間企業	1.8%	➔ 2.0%
国、地方公共団体等	2.1%	➔ 2.3%
都道府県等の教育委員会	2.0%	➔ 2.2%

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から50人以上に変わります。

※従業員50人以上56人未満の事業主のみさまは特にご注意ください。

### 【問い合わせ先】

ハローワーク鹿屋（鹿屋公共職業安定所）  
Tel 0994-42-4135